

消費者契約法専門調査会における今後の審議の進め方（案）

平成27年11月13日

消費者委員会事務局

本年9月、消費者委員会において、消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）が本年8月にまとめた「中間とりまとめ」に関し、集中的な意見受付を行った。

また、本年10月からは専門調査会の審議を再開し、関係団体からのヒアリングも行って

いる。

今後の専門調査会の審議においては、上記の集中的な意見受付及び関係団体からのヒアリングの結果も踏まえ、「中間取りまとめ」に記載されている論点のうち、現行法の解釈によって一定の対応が可能であると考えられるものや他法の運用状況を踏まえる必要があるものがあることも勘案した上で、議論が必ずしも成熟していないものなどを優先しつつ、下記の論点を検討することとしてはどうか。

記

1. 契約締結過程

- ・「勧誘」要件の在り方（法第4条第1項、第2項、第3項）
- ・不利益事実の不告知（法第4条第2項）
- ・「重要事項」（法第4条第4項）
- ・不当勧誘行為に関するその他の類型
- ・第三者による不当勧誘（法第5条第1項）
- ・取消権の行使期間（法第7条第1項）
- ・不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

2. 契約条項

- ・損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）
- ・不当条項の類型の追加

3. その他の論点

- ・条項使用者不利の原則